

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.26 22.36 22.40 22.101 22.102	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.26 ウォッシュャブルシェーバを手で保持する部分は、動作電圧が 24 V 以下のクラス III 構造でなければならない。 ウェットシェーバを手で保持する部分は、動作電圧が 24 V 以下で充電される場合を除いて、12 V 以下のクラス III 構造でなければならない。 22.36 手で保持する部分は、クラス II 構造又はクラス III 構造でなければならない。 22.40 動物用シェアラ及び動物用バリカンは、モータを制御するためのスイッチを備えなければならない。 22.101 機器には、小さな異物が侵入して、充電部に接触するような開口部があってはならない。 22.102 かみそり及びバリカンは、刈り取った毛が入り込むことによって、電氣的又は機械的な故障を引き起こさない	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				22.103  箇条 25 25.5  25.24	<p>ような構造でなければならない。</p> <p>22.103 IPX7 として分類するもの以外のウォッシュャブルシェーバ及びウェットシェーバは、固定するように意図する部分が確実に固定できる構造でなければならない。</p> <p>箇条 25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.5 X 形取付けは、IP 等級が IPX4 を超える機器には、使用してはならない。</p> <p>25.24 ウォッシュャブルシェーバの相互接続コードは、着脱できるものでなければならない。ウェットシェーバは、電源に接続する場合に作動することができないもの以外は、相互接続コードをもってはならない。</p>	
第三條 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	<p>箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。）</p> <p>機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。</p>	
第三條 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 7 7.12</p>	<p>第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.12.1	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－動物用バリカンの取扱説明書には、機器は、刈り整えることだけを意図したものであること</li> <li>－動物用バリカンが、家庭用だけでの使用を意図する場合は、その意味の説明</li> <li>－動物用シェアラ及び商業用の動物用バリカンの取扱説明書には、「切断刃は、長く使用した後、熱くなる可能性有り」旨の警告</li> <li>－IEC 60417 の記号 5574(2002-10) 又は記号 5582(2002-10) を用いる場合は、その意味の説明</li> <li>－ウォッシュャブルシェーバ又はウェットシェーバ以外のかみそりの取扱説明書には、「機器は水場での使用又は水洗いできない」旨の警告</li> <li>－着脱できる相互接続コードをもつウォッシュャブルシェーバの取扱説明書には、「水の中で洗浄する前に、又はフォーム若しくはジェルを使用して剃る前に、手で保持する部分を電源コードから外す」旨の警告</li> </ul> <p>7.12.1 IPX7 として分類するもの以外のウォッシュャブルシェーバ及びウェットシェーバの設置説明書には、固定しなければならない部分が、水中に落ちないように取り付けなければならない旨を記載しなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.16 箇条 23 23.3 箇条 25 25.14 箇条 31	箇条 22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 31 耐腐食性 (第 1 部の規定による。) 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防食対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 動物用シェアラは、クラス I、クラス II 又はクラス III でなければならない。ウォッシュャブルシェーバ及びウェットシェーバは、クラス II 又はクラス III でなければならない。その他の機器は、クラス II 又はクラス III でなければならない。 6.2 ウォッシュャブルシェーバ及びウェットシェーバは、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					IPX7 以上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.1.3          箇条 25 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.1.3 商業用動物用バリカン、動物用シェアラ及び理容師用バリカンに組み込むスイッチは、動作サイクル回数を 50 000 回以上に設定し、JIS C 4526-1 の耐久性試験に耐えなければならない。 家庭用だけを意図するバリカン及び動物用バリカンに内蔵するスイッチの場合、動作サイクル回数を 3 000 回以上に設定し、JIS C 4526-1 の耐久性試験に耐えなければならない。 家庭用だけを意図するかみそりに内蔵するスイッチの場合、動作サイクル回数を 6 000 回以上に設定し、JIS C 4526-1 の耐久性試験に耐えなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 動物用シェアラのゴム絶縁電源コードは、ポリクロロプレン被膜をもち、オーディナリーポリクロロプレンシース付き可とうコードと同等以上の特性でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 機器には、小さな異物が侵入して、充電部に接触するような開口部があってはならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13  箇条 16 箇条 22 22.5  箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	■該当 □非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		れるものとする。		箇条 13 箇条 14 箇条 16 箇条 17 箇条 19 箇条 29	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 14 過渡過電圧（第 1 部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 19	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 30 30.2	器から漏れてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 通常使用状態において、皮膚又は毛髪に接触しているか、手で保持している部分の温度上昇は、連続的に保持するハンドルに対して、規定する限度値を超えてはならない。通常使用時に動物の皮膚又は毛と接触する可能性のある動物用シェアラ、及び商業用の動物用バリカンの切断刃の温度上昇値は、50 K 以下でなければならない。	
第十一条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.1  20.2  箇条 22	箇条 20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲ってなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				22.14	22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。）	
				22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条 23	箇条 23 内部配線	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条 25 25.9	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.1	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.1 機器が落下した場合、床で打つおそれがある部分には、衝撃エネルギー0.5Jの衝撃を3回加える。試験後、機器は、この規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 32	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、無監視状態で使用されることはないため、非該当が

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		な表示をされているものとする。				妥当と考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  箇条 20 20.2  箇条 22 22.10	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。  箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10  箇条 19  箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。  箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。  箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。）  19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、熔融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				19.11.4  箇条 29	温度上昇は規定の値を超えてはならない。  19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。  箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）  機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の規格を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.14	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。  箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明  7.14 IEC 60417 の記号の高さは、5 mm 以上としなければならない。	
第二十 条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。  一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限りに、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-8:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				